

改正

平成25年 4 月18日告示第65号

平成26年 2 月12日告示第 5 号

令和 4 年 2 月 3 日告示第 9 号

令和 7 年 3 月 5 日告示第10号

東金市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

東金市障害者グループホーム等運営費補助金交付要綱（平成21年東金市告示第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、障害者の地域生活への移行を促進するため、グループホームを運営する者に対し、その運営に要する経費について、予算の範囲内において、東金市補助金等交付規則（平成24年東金市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この告示において「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条に規定する共同生活援助をいう。

（補助の対象者）

第 3 条 補助の対象となる者は、本市が法第19条第 1 項の規定により支給決定をした者が入居しているグループホームを運営する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （2） 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団

員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 法人その他の団体であつて、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者があるものの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、グループホームの運営に要する経費（入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、グループホームの共同生活住居の定員に応じ別表に定める補助基準額（法に基づく共同生活援助サービス費、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算又は長期帰宅時支援加算を受けている場合は、当該金額を控除した額）又は前条に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請は、市長が定める期日までに、東金市障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 東金市障害者グループホーム運営費補助金所要額調書

(2) 歳入歳出予算書抄本

(3) 第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第6条第1項及び第2項の規定による通知は、東金市障害者グループホーム運営費補助金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(変更等承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の規定により承認を受けようとする者は、東金市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条第1項本文の規定による実績報告（補助事業等の廃止の承認を受けた場合におけるものを除く。）は、市長が定める日までに、東金市障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1） 東金市障害者グループホーム運営費補助金清算書

（2） 歳入歳出決算（見込）書抄本

（額の確定）

第10条 規則第15条本文の規定による補助金の額の確定の通知は、東金市障害者グループホーム運営費補助金確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条の交付請求書は、東金市障害者グループホーム運営費補助金交付請求書（別記第6号様式）とする。

（暴力団密接関係者）

第12条 規則第18条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

（関係書類の整備）

第13条 規則第23条本文の市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の終了後5年間とする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、改正後の東金市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年4月18日告示第65号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月12日告示第5号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和４年２月３日告示第９号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月５日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行し、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第５条）

世話人配置	グループホームの共同生活住居の定員	障害支援区分	補助基準額（入居者１人あたり月額）
6：１かつ人員配置体制加算（以下「加算」という。）において12：１の加配あり	4人以下	非該当	108,000円
		区分１	108,000円
		区分２	122,000円
		区分３	127,000円
		区分４	151,000円
		区分５	188,000円
		区分６	227,000円
	5人	非該当	93,000円
		区分１	93,000円
		区分２	107,000円
		区分３	126,000円
		区分４	146,000円
		区分５	177,000円
		区分６	216,000円
	6人	非該当	83,000円
		区分１	83,000円
		区分２	97,000円
		区分３	119,000円
		区分４	139,000円
		区分５	170,000円
		区分６	210,000円
6：１かつ加算に	4人以下	非該当	94,000円

おいて30：1の加 配あり		区分1	94,000円
		区分2	107,000円
		区分3	112,000円
		区分4	136,000円
		区分5	172,000円
		区分6	213,000円
	5人	非該当	79,000円
		区分1	79,000円
		区分2	92,000円
		区分3	111,000円
		区分4	131,000円
		区分5	161,000円
		区分6	201,000円
	6人	非該当	69,000円
		区分1	69,000円
		区分2	82,000円
		区分3	104,000円
		区分4	124,000円
		区分5	154,000円
		区分6	196,000円
6：1	4人以下	非該当	85,000円
		区分1	85,000円
		区分2	97,000円
		区分3	102,000円
		区分4	126,000円
		区分5	162,000円
		区分6	203,000円
	5人	非該当	70,000円
		区分1	70,000円

		区分 2	82,000円
		区分 3	101,000円
		区分 4	121,000円
		区分 5	151,000円
		区分 6	191,000円
	6 人	非該当	60,000円
		区分 1	60,000円
		区分 2	72,000円
		区分 3	94,000円
		区分 4	114,000円
		区分 5	144,000円
		区分 6	186,000円

備考 入居日数が1か月に満たない場合は、日割計算（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により算出した額とする。

別記

第1号様式（第6条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）東金市長

申請者

名称

住所

代表者の職名及び氏名

グループホームの名称

年度東金市障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請額

円

添付書類

- 1 東金市障害者グループホーム運営費補助金所要額調書
- 2 歳入歳出予算書抄本
- 3 要綱第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書

第2号様式（第7条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金交付可否決定通知書

東金市指令第 号

年 月 日

様

東金市長



年 月 日付けで申請のあった東金市障害者グループホーム運営費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

2 交付しない

理由

第3号様式（第8条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）東金市長

申請者

名称

住所

代表者の職名及び氏名

グループホームの名称

年 月 日付け東金市指令第 号で補助金交付決定のあった東金市障害者グループホーム運営費補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、次のとおり承認を申請します。

変更（中止・廃止）したい内容及び理由

第4号様式（第9条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）東金市長

申請者

名称

住所

代表者の職名及び氏名

グループホームの名称

年 月 日付け東金市指令第 号で交付決定のあった 年度東金市障害者グループホーム運営費補助金に係る事業について、実績報告します。

添付書類

- 1 東金市障害者グループホーム運営費補助金精算書
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

第5号様式（第10条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金確定通知書

東金市達第 号

年 月 日

様

東金市長



年 月 日付けで実績報告のあった東金市障害者グループホーム運営費補助金について、交付額を次のとおり確定します。

交付確定額

円

第6号様式（第11条）

東金市障害者グループホーム運営費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）東金市長

申請者

名称

住所

代表者の職名及び氏名



グループホームの名称

年 月 日付け東金市達第 号で額の確定のあった 年度東金市障害者グループホーム運営費補助金を、次のとおり請求します。

請求額

円